

青森県高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業実施要綱

(目的)

第1 本事業は、外傷性脳損傷等により、記憶障害、注意障害、遂行機能障害等の後遺症を呈する高次脳機能障害者に対し、県が指定する高次脳機能障害者支援の拠点となる機関において、高次脳機能障害者に対する専門的な相談支援、関係機関との支援ネットワークの充実、高次脳機能障害の正しい理解を促進するための普及啓発、研修等を行うとともに、高次脳機能障害者に対する支援体制の確立を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2 本事業の実施主体は県とする。

(対象者)

第3 国が作成した高次脳機能障害基準により高次脳機能障害を有すると診断された者及びその疑いのある者等（以下「高次脳機能障害者等」という。）とする。

(実施方法)

第4 県は高次脳機能障害者等の支援の拠点となる機関（以下「支援拠点機関」という。）を民間医療機関等に委託して実施するものとする。

(事業内容)

第5 支援拠点機関の行う事業は次のとおりとする。

(1) 本事業の推進を図るための検討委員会を設置し、事業の円滑な運営のため、地域の実態の把握、関係機関の連携確保、事業の実施状況の分析並びに効果的な支援手法及び普及啓発方法等について、総合的な検討を行う。

(2) 相談支援事業等

支援コーディネーターを配置し、高次脳機能障害者等の社会復帰支援のための相談支援、地域の関係機関との調整等を行う。

(3) 普及・啓発事業

講演・シンポジウムの開催及びリーフレットの作成・配布をする等の普及・啓発事業を行う。

(4) 研修事業

自治体職員、福祉事業者及び医療機関職員等に対して、高次脳機能障害等の

支援手法等に関する研修を行い、地域において高次脳機能障害者等に対する適切な支援が行われるよう支援体制の整備を行う。

(秘密の保持)

第6 本事業に携わる者（本事業から離れた者も含む。）は、事業により知り得た対象者等の秘密を漏らしてはならない。

(その他)

第7 県は、本事業を円滑に行うため、支援拠点機関を全国高次脳機能障害支援普及拠点センターとなる国立障害者リハビリテーションセンターが設置する「高次脳機能障害支援普及全国会議」及び「支援コーディネーター全国会議」等に参加させ、全国の事業実施状況等に関する情報収集、情報交換等を行わせるものとする。

また、県は各関係機関等に本事業の周知及び協力の依頼を行うものとする。

(附則)

この要綱は平成21年5月13日より施行する。

(附則)

この要綱は平成22年6月10日より施行する。

(附則)

この要綱は平成26年4月 1日より施行する。